

広島県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中庄土生線	尾道市因島土生町字湊一四五四番五地先から 尾道市因島土生町字湊一四五六番一〇地先まで	平成二十四年四月五日